

# あなたの意見が税制を変える！

本会では、税制改正について会員の皆様のご意見を取りまとめ、上部団体の全国法人会総連合を通じ、政府及び政党などに対して、その実現を要望し



ています。

令和7年度税制改正では、中小法人に適用される軽減税率の特例の適用期限が2年間延長され、中小企業投資促進税制および中小企業経営強化税制も2年間延長など、法人会の提言事項の一部が盛り込まれました。

本年度も会員皆様の税制改正についてのご意見をお聞きし、令和9年度税制改正の要望意見を取りまとめたいと考えておりますので、是非ご協力をお願いいたします。

裏面のアンケートにお答えいただき、ファックスまたは下記二次元コードにて4月24日までに厚木法人会へお送り願います。

## 【アンケートの送付先】

公益社団法人 厚木法人会  
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15  
電話 (046) 221-1055  
FAX (046) 222-3808  
E-mail : info@a-net.or.jp

二次元コードからもアンケートに回答できます。



# アンケートにご協力をお願いします

## I 基本事項

国や地方では行財政改革に取り組み始めていますが、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。下記の項目の中から、特に要望したい1項目を選んでいただき、その左の「□」の中に「✓」をご記入ください。

- ①地方の景気回復が最優先となる施策を実施する。
- ②国会および地方議会の議員数を削減し、報酬を抑制する。また、政務調査費などの用途を明瞭化する。
- ③災害等の際には、様々な企業に大きな影響を与え、個人消費等の大きな落込みが懸念されるため、企業や個人消費者に対し特別減税を実施する。

## II 個別事項

皆様にとって必要と思われる税制改正を下記の項目の中から3項目を選んでいただき、その左の「□」の中に「✓」をご記入ください。

- ①国際競争力をつけるため、租税特別措置法に規定されている中小企業者等の法人税の特例を法人税法に規定するとともに、二段階税率を廃止し、一律15%とする。
- ②事業継続のため、中小企業の経営者の事業承継にかかわる相続税及び贈与税は廃止する。
- ③印紙税は、文書作成の有無により課税されることから、公平性を欠くため廃止する。
- ④固定資産税及び都市計画税の税率および固定資産税評価額の評価方法については、納税義務者の担税力と剥離していることから、税額を減額する方向性で見直す。
- ⑤償却資産に係る固定資産税を撤廃し、新たな設備投資促進に繋がるようにする。
- ⑥成長戦略の一環として、「ベンチャー企業・スタートアップ企業」に対する税制上の支援を拡充する。
- ⑦配偶者控除を廃止して、その財源分を基礎控除額の引き上げに充てる。
- ⑧配偶者控除を継続し、配偶者の所得要件を引き上げる。
- ⑨より一層のデジタル化の推進を図るため、デジタル化投資税制の適用対象範囲を拡大する。
- ⑩株式市場の活性化のため、金融所得課税の軽減を図る。
- ⑪事業者の事務負担を軽減するため、消費税率を単一税率にする。
- ⑫景気回復の刺激策として、一時的に消費税をゼロにする。
- ⑬消費税の少額特例（税込支払対価の額が1万円未満のものについて、一定の条件の下、帳簿の保存のみにより仕入税額控除の適用を認める制度）については、①対象者を全事業者、②支払対価の額を「3万円」に変更、③適用制限をなくすと改正する。
- ⑭免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置については、割合を見直し、適用期間を無期限とする。
- ⑮中小企業の社会保険料における負担料率を引き下げる。
- ⑯社会保険の扶養所得要件を引き上げる。

## III 意見聴取事項

上記の他、税制改正やアンケートの様式及び收受方法等につきましてご意見がありましたら、下記にご記入ください。

[ ]